

百貨店における県産品実演販売キャラバン展開業務企画提案競技審査基準書

評価項目		評価細目(評価の着眼点)	配点	
1 提案者	実績	・本業務を実施するにあたって十分な実績を有すると認められるか。	5	10
	財務	・本業務を適切に実施運営できる財務内容か。	5	
2 企画内容				
百貨店における県産品実演販売キャラバンの開催	趣旨	・本事業の趣旨について理解し、仕様書に沿った提案内容となっているか。	10	70
	開催地選定	・開催地について、立地や集客力、出展条件等、魅力のある百貨店が選定されているか。	20	
	開催時期	・開催時期は適正か。	10	
	販路開拓の可能性	・催事後の常設、催事定番化の取引につながるような提案となっているか。	20	
	他事業との連携	・県が実施する、その他販路開拓等の事業との連携を図れる内容となっているか。	10	
3 実施体制	実施体制	・本業務を適切に実施運営できる体制となっているか。	5	15
	全体スケジュール	・実現可能で、適切なスケジュール(工程表)となっているか。	5	
	コンプライアンス	・法令や環境、安全に配慮した提案となっているか。	5	
4 積算の妥当性等	共通	・経費の積算は、委託内容毎にされており明確かつ妥当な金額か。	5	5
総 計			100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】 ※下記を基準に係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案